

## JPTA 公認専門学校規程

### (目的)

第1条 テニスの専門的指導と各種事業の企画運営にあたる指導者の育成を目指し、正しい指導法を身につけることを目的とする専門学校を開設する。

### (条件)

第2条 本協会の会員が指導に携わり、次の条件を満たしている場合、「公益社団法人日本プロテニス協会公認 専門学校」として広報・企画推進事業部に申請することができる。

- (1) 指導者が本協会認定プロフェッショナル1、またはプロフェッショナル1の資格を有する指導の下にあるプロフェッショナル2またはプロフェッショナル3であること。
- (2) 本協会の発行するテニス教本を教材とし、認定校の生徒は在学中（2年間）にテニス教本の内容を履修すること。履修時間は以下の通りとする。

① PART1 テニスの特性	35 時間以上
② PART2 テニスの歴史	10 時間以上
③ PART3 テニスの技術	70 時間以上
④ PART4 テニスの指導法	130 時間以上
⑤ PART5 テニスの体力トレーニング法	70 時間以上
- (3) 認定校の生徒は、卒業年度に本協会のプロテスト（筆記・実技）を受験し、合格した者は本協会へ入会すること。ただし最終判定表発表後、1年内に本協会の入会手続きを行わない場合、資格は認定されない。
- (4) 認定校は、卒業年度に認定校独自の本協会のプロテストを実施する場合、所定の受験料または諸経費を負担する。
- (5) 特に広報・企画推進事業部の推薦を経て理事会で承認された専門学校

### (名称使用)

第3条 認定された専門学校に「公益社団法人日本プロテニス協会公認または、JPTA 公認 専門学校」の名称使用を認める。名称は認定された学校名の前に「公益社団法人日本プロテニス協会公認または、JPTA 公認専門学校」を使用する。なお、名称使用は第6条で定める期間とする。

### (申請)

第4条 本協会が定める申請書に必要事項を記入し、その他必要な書類を添えて申請する。

### (審査)

第5条 広報・企画推進事業部は提出された書類に基づき審査する。広報・企画推進事業部にて承認された場合には、理事会に推薦し、理事会にて決議する。

### (期間)

第6条 公認期間は始業月1日からとし、2年後に訪れる終業月の末日までとする。

(公認料)

第7条 申請者は理事会で公認校として認められた場合、その日から1ヶ月以内に公認料を支払う。一旦納入された公認料は払い戻ししない。支払条件は次の通りとする。

- (1) 支払方法 当法人が指定する銀行口座振り込み
- (2) 金額 1年間 200,000円（消費税別）

(認定証)

第8条 公認校と認められた専門学校には認定証を発行する。

(更新)

第9条 更新は始業月の3ヶ月前までに本協会が定める更新申請書に必要事項を記入し、申請する。

(更新公認料)

第10条 理事会で承認された専門学校は始業月の前月末日までに更新公認料を支払う。一旦納入された更新公認料は払い戻ししない。支払条件は次の通りとする。

- (1) 支払方法 当法人が指定する銀行口座振り込み
- (2) 金額 1年間 200,000円（消費税別）

(取り消し)

第11条 次の場合、公認は取り消される。その場合、速やかに認定証を返却し、関連する広告・広告物等の「公益社団法人日本プロテニス協会公認または、JPTA公認 専門学校」の表示をはずさなければならない。

- (1) 申請書に虚偽の申告があった場合
- (2) 公認料の納入が期限以内にされていない場合
- (3) 本規程の条件を満たせなくなった場合
- (4) 学校、指導者、生徒がスポーツマンシップに著しく反する行為があった場合
- (5) 学校、指導者、生徒が社会的に著しく反する行為があった場合
- (6) 理事会が不適と認めた場合

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項が生じた場合には、双方誠意を持って協議し解決する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は広報・企画推進事業部が案を作成し、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は平成21年4月1日より施行する。

一部改定 平成23年4月1日

平成25年6月18日 事業部変更